# 嘉手納町生活再建支援給付金

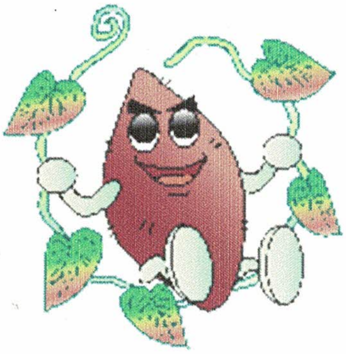

この度は、新型コロナウイルス感染症の影響で大変な日々をお過ごしのことと存じます。心からお見舞い申し上げます。

嘉手納町では、経済支援によって生活基盤の安定化を図ることを目的として「嘉手納町生活再建支援給付金」を給付することが決まりましたので、お知らせいたします。

該当する方はお早めに、お手続き下さい。

**対象者**　次のすべてに該当する方

⑴ 令和3年3月16日から令和4年3月31日までの間に、沖縄県中部福祉事務所から「住居確保給付金」の支給決定を受けていること。

⑵ 令和3年7月１日から継続して嘉手納町民であること。

**給付金額**　1世帯あたり10万円　※支給は1回限り

**給付申請期間**　令和3年7月12日～令和4年3月31日

**必要書類**

- ○申請者名義の預金通帳等の写し
- ○住居確保給付金の支給決定通知書の写し
- ○申請者の本人確認ができる書類の写し（免許証、健康保険証など）
- ○印鑑

**申請方法 提出先**

○郵送　郵送の場合、申請書は嘉手納町役場ホームページから印刷できます。

○直接窓口　嘉手納町役場1階　福祉課　社会福祉係


問い合わせ先
嘉手納町役場1階　福祉課　社会福祉係
TEL　098-956-1111　内線 128